

制定 近運旅二公示第38号
改正 近運自二公示第34号
改正 近運自二公示第29号
改正 近運自二公示第60号
改正 近運自二公示第6号
改正 近運自二公示第16号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく標記については、
下記のとおり公示する。

平成21年 6月26日

近畿運輸局長 各務正人

記

運賃適用地域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
大阪地区	2 km	1 km
京都市域地区	2 km	1 km
京都北部地区	1.5 km	1 km
神戸・阪神間地区	1.8 km	1 km
姫路・東西播地区	1.3 km	1 km
淡路島地区	1.5 km	1 km
兵庫北部地区	1.3 km	1 km
奈良県地区	1.5 km	1 km

運賃適用地域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
大津市地区	1.8 km	1 km
滋賀北部地区	1.5 km	1 km
和歌山市域地区	1.8 km	1 km
有田・御坊地区	1.5 km	1 km
橋本地区	1.5 km	1 km
紀南地区	1.5 km	1 km

附 則

本公示は、平成14年4月15日以降実施する。

附 則（平成16年10月 1日近運自二公示第34号改正）

本公示は、平成16年10月1日以降適用する。

附 則（平成18年 9月29日近運自二公示第29号改正）

本公示は、平成18年10月10日以降適用する。

附 則（平成20年12月24日近運自二公示第60号改正）

本公示は、平成20年12月24日以降適用する。

附 則（平成21年 4月17日近運自二公示第 6号改正）

本公示は、平成21年 4月17日以降適用する。

附 則（平成21年 6月26日近運自二公示第16号改正）

本公示は、平成21年 6月26日以降適用する。